# 研究ノート

# イラン・イスラム議会議員選挙に寄せて

吉 村 慎太郎

# I. はじめに

1979年2月に達成されたイラン革命から10年余りが経過した。この間、イラン革命政権は80年9月22日に戦端が開かれた対イラク戦を約8年に渡って戦い抜き、又その翌年89年6月には最高指導者ルーホッラー・ムサヴィー・アル・ホメイニー師の死去を経験した。その後、同政権は最高指導者にアリー・ハーメネイー前大統領、新大統領にハーシェミー・ラフサンジャーニー前国会議長を迎え、両者の「二頭体制」の下に「平和と安定」に基づく新たな時代を切り開こうとしている。

これまで革命後イランの政治・経済・社会状況,及び革命政権の動向とその変容に寄せて様々な検討がなされてきている。無論,そうした諸研究の中でイラン国家・国民の有り様に「立法作業」を通じて影響力を行使してきたイスラム議会に関して,折に触れて検討されてきたところではあるが,それらはその都度のイラン内政の変動,権力闘争との関連の中で位置付けられてきたことを一つの特徴としている。4年毎に開催されるこの議会選挙及びその選挙結果は革命政権の質的変化をはかるメルクマールとして重要なものであると考えられるが,しかしその選挙実施に関する基本的枠組み及び選挙結果の推移の意味するところを制度的・数量的に分析を試みた研究は十分でないと言うのが現状である。

それ故,ここではイラン内政の展開の一断面を構成するイスラム議会の 役割,それを通して見た全般的な革命後のイランの様態を考察する基礎的 ・補足的作業として,まず「イスラム議会議員選挙法」及び「イスラム議 会選挙に関する憲法擁護評議会監督法」を抄訳する。併せて、これまでに公表されている第一期議会から第三期議会議員に関するデータを取りまとめ紹介することとしたい。これは一つに議員構成を検討することで革命の「担い手」たちに関する一つの示唆が得られるからである。同時にポスト・ホメイニー体制の成立後初めて開催され、同体制の安定・長期化を測る意味で重要な第四期イスラム議会選挙(1992年4月)の結果を判断する資料的材料としても強ち無意味とは言えないであろう。これにより、若干なり革命後のイラン内政分析が更に深く進められるものと考えられる。

## (註)

- (1) かかる視点からイスラム議会選挙及びその結果についての分析を含むものとして、以下の研究書及び論文が挙げられる。Shaul Bakhash, The Reign of the Ayatollash, Basic Books, New York, 1986; David Menashri, Iran. A Decade of War and Revolution, Holmes & Meier, New York and London, 1990; Ahmad Ashraf, "State and Class: The Pahlavids and the Ulama in the Making of Modern Iran" (A Paper Prepared for SSRC), 1984.
- (2) 尚,上記選挙法及び監督法はそれぞれ官報第11377号,11479号及び35906号に 従って抄訳し、議会議員データについては第一期、第二期が各々イスラム議会一般関係(広報・印刷)局発行の議会議員録(Negareshī beh Avvalīn Doureh-ye Majles-e Shourā-ye Islāmī, Rawābeṭ-e 'Omūmī-ye Majles-e Shourā-ye Islāmī, 1985 及び Moā' refī-ye Namāyandegān-e Dovvomīn Doureh-ye Majles-e Shourā-ye Islāmī, R. O. M. S. I., 1985.)より算出・作成したが、第三期議会議員データに関しては同様の資料が未だ発行されておらず、そのため新聞報道(1988年5月29日付け『イスラム共和党機関紙 Jomhurī-ye Islāmī-ye Irān』及び同日付け『ケイハーン Keihān』)紙に依るものである。

# Ⅱ. イスラム議会議員選挙法(抄訳)

(1984年2月28日イスラム議会で可決,同29日憲法擁護評議会で審議・承認)

# 第一章 総則

- 第1条 イスラム議会(以下「議会」とのみ略記)議員総選挙は本選挙 法に従い実施され、政府は議会が存在しない期間がないように前議会 の会期終了前に選挙開催の準備を進めねばならない。
- 第2条 議員定数は270名とする。

「注〕

- (1) 議員定数のうち、5名は以下の宗教的マイノリティーに属する: ゾロアスター教徒及びユダヤ教徒各1名、アッシリア及びカルデア 系キリスト教徒1名、南北アルメニア・キリスト教徒より各1名。
- (2) 省略
- (3) 第一期議会開会日より10年毎に実施されるセンサスに基づき,選挙区毎に15万人の増加に対し1名の議員が追加される。
- 第3条 議会選挙の監督は憲法擁護評議会(以下,「評議会」と略記) が行い、選挙に関する全ての問題について全ての段階で実施される。
- 第4条 会期終了まで6カ月以上残す場合にのみ、補欠選挙が実施される。又、議員総数が会期末までに200に満たない場合にも補欠選挙が実施される。
- 第5条 選挙法の実施においては、内務省及び各州監督官、又内相の承認により郡及び区監督官が内相、州知事、郡長、区長に代わるものとする。
- 第6条 公務員,政府及び市関係機関職員の議員選出に関し,右選出及 び議員資格証明発出後,議員任期は等級号俸を加えた勤続年の一部と みなされるが,任期中は議員給与のみが支給される。

# 第二章 選挙実施形態

- 第7条 選挙は直接、普通、秘密投票で行われる。
- 第8条 議員選出は第一段階では過半数(1984年7月に「最低3分の1 以上」に修正)の得票により、第二段階では得票順で選出される。

### [注]

- (1) 2名あるいは複数の候補者が同数の得票の場合,選挙区中央実施委員会及び評議会監督官との合同会議で選出される。
- (2) 内務省は評議会と協力し、最大2カ月の間に中止及び無効が宣せられた選挙区及び議員定数に満たない選挙区で選挙のやり直しを行う権限を有する。
- 第9条 選挙の第一段階で1名あるいは複数の議員が過半数票を得票できなかった場合には、第二段階の選挙へと移行する。右には第一段階で過半数(第8条修正に対応)の票を得られなかった者のうち、得票順に定員の2倍までの候補者が参加できる。もし、2倍に満たない場合には全候補者が第二段階に参加する。

### [注]

- (1) もし候補者数が定員と同数,もしくは少ない場合には,第二段階の選挙は実施されず、最高得票者が選出される。
- (2) 候補者は2選挙区以上から立候補できない。かかる場合、その立 候補は全て無効となり、議会選挙への参加を喪失する。
- (3) 内務省は評議会と協力し、第一段階の選挙結果の公表及び評議会 による選挙結果の承認の後、1カ月以内に第二段階選挙の実施期間 を定め、宣言するものとする。
- (4) 第一段階に参加した投票者全員が同選挙区の第二段階の投票に参加しなければならない。
- 第10条 いずれの選挙の段階でも、写真入りの身分証明書の提示により 条件を満たす者が一度だけ投票できる。

### 〔注〕 省略

第11条 投票は全国で1日の間に実施され、必要な場合の延長可能な時

間は10時間とする。

(注)

- (1) 一選挙区あるいは全国レヴェルでの投票時間の延長の必要及びその時間の設定は内務省の管轄とする。
- (2) 投票は公休日の1日に実施されるものとする。
- 第12条 全政府省庁,政府機関及び革命組織等は内務省,州知長,郡事, 区長の要請により選挙終了まで自らの職員等を上記の内務省,州知事 等に移管する義務を有する。上記職員の協力した期間はそれぞれの勤 務日数の一部としてみなされる。

[注] 省略

- 第13条 ゾロアスター教徒, ユダヤ教徒, アッシリア, カルデア及び北 アルメニア・キリスト教徒等の宗教的マイノリティーの選挙はテヘラ ンの州選挙区中央で, 南アルメニア (キリスト教徒) はエスファハー ンの州選挙区中央で郡長及び区長を通じて実施される。
- 第14条 議会選挙と同時に、その他の選挙も実施される場合、内務省の 指示に従い、別々の投票箱を備えた、同一のメンバーから成る氏名・ 投票登録所が設置されるものとする。
- 第15条 イスラム共和国国営TV・ラジオ局は内務省あるいは評議会選出の中央管理委員会が必要と認めた選挙向け教育番組,又選挙に関する全ての声明を同国営TV・ラジオ管理評議会の協力で全国局及び地方局より放送する義務がある。
- 第16条 アーバーダーン、ホッラムシャフル、ダシュトアーザーデガーン、ガスレシーリーン、メフラーン、デフロラーン選挙区の第2期議会選挙は選挙条件が整い、避難民が上記の選挙区中央に届出を済ませるまで、全国の郡長厂び区長を通じて実施されるものとする。

〔注〕 省略

第17条 法律の定める枠内で任務につく軍将兵は選挙過程での秩序の維持及び投票箱の保全義務を有するが、軍及び治安勢力は選挙の実施及

び監督に干渉する権限を有さない。

第18条 以下の投票は当該選挙区管理委員会の承認のうえ無効となるが、投票された票の一部と見なされる。(1)記述不鮮明な投票,(2)売買で投じられた票,(3)投票者本人の署名,あるいは捺印入りの票,(4)立 候補者以外の氏名のある票

# 〔注〕 省略

- 第19条 以下の票は当該選挙区管理委員会の承認のうえ、無効であり、 かつ投票された票の一部と見なされない。
  - (1)封印されていない投票箱,(2)投票数が身分証明書の数を上回る場合,(3)選挙の法的年齢に達していない者の票,(4)死亡者,あるいは非イラン人の身分証明書による投票,(5)サギその他不法行為に基づく投票,(途中省略)(12)所定の投票用紙以外での投票
- 第20条 公認された立候補者名以外の氏名が投票用紙に記入されている場合,投票(用紙)自体は無効ではなく,追記されている氏名のみが考慮されないものとする。

### [注]

同一の候補者氏名が投票用紙に繰り返し記入されている場合で も、一票としてみなされる。

#### 第21条 省略

- 第22条 投票開始前に、空の投票箱は当該選挙区管理委員会代表の出席 の下で閉じられ、同管理委員会及び郡長、或は区長の印で封印されね ばならない。(途中省略)投票の過程で投票箱を追加する必要が生じ た場合も、これに準する。
- 第23条 内務省は選挙実施中、自らの有する義務として選挙に関する問題を公表しなければならない。
- 第24条 選挙区中央の郡長及び区長は選挙後、マスメディアを通じた出版に付すため、選挙結果を内務省に伝達し、その後事実関係を選挙区全体に知らせる義務を負う。

- 第25条 内務省は本選挙法実施及び健全な選挙実施に責任を有する。それ故,内務省は選挙過程の調査及び管理のため,選挙区及び氏名・投票登録所に関係者を派遣することができる。
- 第26条 選挙後,右選挙結果は当該選挙区の選挙管理委員会及び選挙区中央実施委員会の署名を付けて5部用意され,うち一通は中央実施委員会,残部は選挙管理委員会(一通)及び内務省(二通),そして選挙管理中央委員会(一通)に送付されるものとする。

# 第三章 違反行為

第27条 以下の行為は犯罪とみなされる。

- (1)票の売買,(2)身分証明書,投票用紙等の偽造,(3)脅迫,(4)偽造身分証明書による投票,(途中省略)(17)肩書詐称,その他不法手段による選挙への干渉、[注]省略
- 第28条 選挙区司法組織はかかる違反・犯罪行為防止のため、評議会監督官及び実施委員会と協力し、規定の範囲内で必要な措置を講じるものとする。
- 第四章 選挙人及び被選挙人資格
  - 第29条 選挙人は下記の条件を有さねばならない。
    - (1)イラン・イスラム共和国国民たること, (2)16才以上, (3)精神に異常なき者
  - 第30条 被選挙人は届出の際下記の条件を有さねばならない。
    - (1)イスラムを信奉し、かつ必要な知識を有すること、(2)イラン・イスラム共和国国民たること、(3)イラン・イスラム共和国の秩序に忠実であり、かつ必要な知識を有すること、(4)憲法への忠誠の表明、(5)十分な読み書きの能力を有すること、(6)視聴覚に問題を有さず、身体的に健康であること、(7)満26才以上満75才以下

## (注)

憲法に規定されている宗教的マイノリティーからの立候補者は上 記の第一項の条件に関し例外とされ、自らの宗教において確たる信 仰を持つ者でなければならない。

- 第31条 以下の者はその自らの地位及び職業のため、立候補の権利を有 さない。
  - (1) 大統領及びその顧問,首相及び閣僚,次官及びその顧問,憲法擁護評議会メンバー,最高司法評議会メンバー,行政司法裁判所長官,警察庁長官,現職の軍人。しかし,立候補届出の2ヶ月前に辞職し,その職務に一切従事していない場合,その限りではない。
  - (2) 常任の金曜礼拝導師, 検察官及び同助手, 裁判官, 知事, 副知事及びその顧問, 政府省庁内局長クラス及び監督官, 郡長, 区長, 全国のイスラム宣伝機関及び聖戦建設事務所監督官, 国営TV・ラジオ局総裁。(1)に同じ。

〔注〕 (1)~(3)省略

第32条 省略

# 第五章 実施委員会

第33条 内務省からの選挙開始公示後直ちに、各州選挙区中央の郡長及び区長は各州地方選挙区実施委員会の組織化の指示を同地方選挙区長及び区長に発出すると共に、選挙区中央においては3日以内に選挙実施委員会を各郡長、或は区長、登録所長、及び第34条に基づく9名の信頼できる者の下で組織化しなければならない。

#### 〔注〕

市及び区イスラム評議会が組織化されている市及び区では、同評議会メンバーの1名が選出され、上記9名のうち1名を構成するものとする。

第34条 30名の信頼に足る人物が選挙区中央の郡長,或は区長の書面による招請で2日以内に参集し、少なくともその3分の2(20名)が選挙管理委員会に出席した後、右委員会において内外から9名が実施委員会の正式メンバーとして、5名が同委員会補欠メンバーとして秘密投票による過半数得票で選出されるものとする。

[注]

- (1) 以上9名のうち、少なくとも2名が宗教学者であることが必要であり、不可能な場合、1名の宗教学者とすることもできる。
- (2) 各州中央及び地方の実施委員会のメンバー数,選出方法及び組織化に要する期間は同一とする。
- (3) 実施委員会メンバー(9名)及び(憲法擁護)評議会監督官は選挙の停止及び無効となる違反行為を選挙前に行なってはならない。
- 第35条 実施委員会メンバー,評議会監督官,氏名・投票登録所メンバー は管轄選挙区の候補者の中に自らの親族,近親者を有してはならない。 「注〕 省略
- 第36条 実施委員会メンバーは組織後、自らの法的義務を果たさなければならない。
- 第37条 実施委員会メンバーが会議に出席せず、自らの法的義務を覆行しさない場合、補欠メンバーより補充する。
- 第38条 地方実施委員会はメンバーの選出後直ちに組織され、氏名・投票登録所の設置場所を定めると共に、これを同委員会議長より選挙区中央の郡長、或は区長に通知しなければならない。
- 第39条 中央及び地方の実施委員会の会議は共に全メンバーの3分の2 の出席で成立し、決議は出席者の過半数によらねばならない。
- 第40条 選挙区中央実施委員会は氏名・投票登録所の設置場所を決定した後,又同登録所の数と設置場所に関する地方実施委員会の決議事項を調査,承認した後,投票日の9日前までに管轄選挙区全体の投票時間,選挙人条件,違反行為と罰則規定,氏名・投票登録所の所在地等の情報を含む公報を出版しなければならない。

[注]

上記日数は内務省の同意を得て7日まで短縮することができる。 第41条~43条 省略

第44条 選挙実施委員会は自らの選挙区内の健全な選挙実施に責任を負

う。

### 「注] 省略

第45条 市選挙区実施委員会は中央選挙区の全ての選挙事項を実施する。 第46条 選挙区中央実施委員会の承認を得て、地方実施委員会は氏名・ 投票登録所の設置が困難な山岳地帯及び遠距離地区に移動登録所を組 織することができる。又、必要とあらば、中央実施委員会も同様の措 置をとることができる。上記の場合、共に管理委員会に通知しなけれ ばならない。又、管理委員会の代表が投票箱の移動に随行し、その移 動経路を確認しなければならない。

# 第六章 立候補の届出

第47条 立候補者は内務省からの選挙開始の告示の日から7日以内に選挙区中央の郡長,或は区長の下に出頭し,立候補届出用特別質問状に回答後,これを提出しなければならない。右手続については,前もつて内務省からマスメディアを通じ一般に公表される。又,郡長及び区長も必要な手段で全選挙区民に通知しなければならない。

# 〔注〕 省略

第48条 立候補者は個人的に、かつ書面で立候補取り消しを選挙区中央 の郡長或は区長に申し出ることができる。

第49条 選挙区中央の郡長,或は区長は質問状に記された内容に基づき, 自らの選挙区内の候補者の詳細を内務省に早急に通知する義務を負う。 第50条 内務省は候補者の詳細を完全なリストにまとめ、前歴調査のた め、関係当局(イスラム革命公文書本部、革命ガード情報部、イスラ ム革命委員会、検事局、各種登録機関、国際警察)に照会し、それら 関係当局は48時間以内に自らの見解を内務省に通知しなければならな い。

[注]

(1) 情報省の設置後,内務省は候補者の前歴を同省を通じて取得する 義務を有する。

- (2) 内務省は必要な場合、候補者の指紋をとることが許される。
- 第51条 内務省は関係当局から右(調査)結果を取得後,選挙区中央の 郡長及び区長に事実関係を伝達する義務を有する。
- 第52条 選挙区中央の実施委員会は立候補届出期間終了後,最大5日以内に内務省より通知された結果並びに現地での調査結果に基づき,候補者の適正を審査し,選挙への参加の法的条件を有する候補者を認定しなければならない。
- 第53条 選挙区中央郡長及び区長は選挙実施委員会の認定した候補者名 簿を即日公開し、早急に州選挙管理委員会にこれを通知しなければな らない。

〔注〕

- (1) 自らの適正を認められなかつた立候補者は右結果公表後、4日以内に州管理委員会に異議申し立てをおこなう権利を有する。
- (2) 州管理委員会に対しておこなわれた異議申し立てはその後5日以 内に再調査され、選挙区中央の郡長、或は区長に対し、右結果が通 知されるものとする。

## 第54条 省略

第55条 異議申し立てにより、管理委員会メンバーが法律及び諸規定に 違反していることが判明した場合、評議会は直ちに右メンバーを交替 させねばならない。

# 第七章 選挙活動

- 第56条 選挙の宣伝活動は候補者氏名の公表後開始され、投票日の24時 間前まで続けることができる。
- 第57条 公認された場所にはられた選挙の公示及び候補者ポスターを選挙期間中に破る等の行為は如何なる者にも認められず、右は犯罪行為とみなされる。
- 第58条 候補者氏名公表の日からラジオ・TV, その他公共的な性格をもつ手段を通じた候補者への支持, 或は批判の選挙活動も, 勤務時間

内の公務員の選挙活動, 更に政府関係機関に属する資材の選挙活動へ の利用も違法であり、犯罪とみなされる。

[注] (1)~(2)省略

第59条 選挙実施委員会及び管理委員会関係者は候補者の賛否に関わる 官伝をおこなら権利を有さない。

第60条 候補者の写真、ポスター等を信号機、病院、学校、政府教育機 関及び公共物の掲示板にはることは違法であり、(途中省略)市長及 び区長もかかる違反行為の排除のために措置を講じなければならない。

第61条~63条 省略

第64条 投票の24時間前から投票終了までの間,いかなる選挙活動も禁止される。

第八章 異議申し立てとその調査

第65条 選挙実施委員会は候補者の適正に関する最終発表の日から投票 結果発表の2日後までに異議申し立てを受理し、その日から投票終了 後7日までに選挙実施委員会及び評議会監督官の合同会議において、 右異議申し立てを調査するものとする。

[注]

(1) 選挙実施方法に関し、異議申し立てをおこなう者は投票から7日 以内に自らの異議を評議会事務局に提出することができる。

(2)~(3) 省略

第66条 省略

第67条 実施委員会は異議申し立て及び報告を調査し、その後選挙が正 しく実施されなかったと判断した場合、評議会監督官の承認を得て、 選挙結果が有効でない選挙区での選挙の無効を宣言するものとする。

第68条 選挙に関する異議申し立ては全て内務省から議会へ選挙記録が 送付される前に、まず管理中央委員会に送付され、その後議会へ送付 されるものとする。

[注]

評議会及び管理委員会は議員資格証明の発出後,選挙に関する異 議申し立てを議会に送付する義務を有する。

- 第69条 選挙区からの異議申し立ての調査の結果,選挙が無効とされた 場合,マスメディアを通じた右宣言は評議会の管轄である。
- 第70条 当選者への議員資格証明の発出はあくまで選挙の適正に関する (憲法擁護) 評議会からの承認に基づく。評議会は可能な限り早急に 選挙に関する自らの見解を明らかにし、内務省は評議会による右適正 の承認の後、直ちに議員資格証明発出の指示を出す義務を有する。
- 第71条 右議員資格証明は内務省の指示で、選挙実施委員会及び評議会 監督官の署名捺印のうえ4部発出されるものとする。
- 第九章 懲罰(第72条~83条) 省略
- 第十章 イスラム議会の組織化と開会
  - 第84条 選挙区中央の郡長及び区長は議員資格証明発出に基づく全国選挙中央本部の声明後、最低48時間以内に自らの選挙区の当選者への議員資格証明発出に対して措置を講じ、同証明のうち一部を当選者本人もしくは選挙区中央の郡長あるいは区長に書面で紹介された代理人に手交されるものとする。
  - 第85条 議員総数の3分の2に当たる議員資格証明が議会事務局に届けられた後,議会法事務局は議会開会準備のため,内相にこれを通知する。
  - 第86条 内相は議会開会の準備の後,当選者にテヘラン参集を要請する。 当選者は内相の同要請から5日以内に議会事務局に出頭のうえ,自ら を紹介しなければならない。
  - 第87条 内相は議会の開会に際し、選挙報告を議会に提出する義務を有する。
  - 第88条~89条 省略

- Ⅲ. イラスム議会選挙に関する憲法擁護評議会監督法(抄訳) (1986年7月31日イスラム議会で可決,同年8月4日に憲法擁護評議会で 承認)
- 第1条 選挙の開始前に、憲法擁護評議会(以下、「評議会」)は自覚ある、 信頼に足る5名のイスラム教徒を(選挙管理中央委員会のために)多数 決で選出し、内務省に紹介する。

#### 〔注〕

- 1. 同委員会メンバー5名のうち、少なくとも1名は評議会メンバー でなければならず、右は委員会議長としての責務を果たすものとす る。
- 2. 同委員会の会合は3分の2の出席者をもつて成立するものとする。 第2条 選挙管理中央委員会は自らに託された義務を果たすため、内務省 内に本部を置き、州及び選挙区管理委員会も自らの職務遂行の場を州知 事政府、郡役所、及び区役所内に設置するものとする。
- 第3条 選挙管理中央委員会は選挙の全段階に関し、又選挙についての内 務省、実施委員会の措置、候補者の適正審査及び選挙の健全な実施に関 し監督するものとする。
- 第4条 選挙の監督の方法は以下の如く実施される。
  - (1) 内務省からの報告及び、又右調査により。
  - (2) 必要な場合には、実施委員会及び内務省監督官に関する異議申し立 ての調査のため、独自の調査官の派遣により(イスラム議会議員選挙 法の遵守に関する選挙異議申し立ての調査は選挙区中央実施委員会に よるものとする)。
  - (3) 選挙への異議申し立て及び当該書類の最終的審査により。
  - (4) 選挙に関する全ての委員会への監督官の任命により。

〔注〕

評議会 (選挙) 管理委員会は選挙の監督のため, 公務員に助力を

仰ぐことができる。

第5条 選挙管理中央委員会は全ての州において第1条及び第2条にある 前述の条件により、5名から成る委員会を選挙の監督のために任命しな ければならない。

各州の選挙実施委員は上記(各州選挙管理)委員会に対し、以下の場合を除く選挙問題に関し決定権を委譲するものとする。

- (1) 選挙区の全体の選挙の無効及び中止
- (2) 選挙の帰趨に決定的影響を及ぼす選挙区の選挙の無効及び中止
- (3) 選挙管理中央委員会の承認によらねばならない候補者の適正拒否。 「注〕

適正拒否は公開されず、候補者に通知されるが、右候補者が候補 者名簿の公開前に抗議した場合、右適正拒否は評議会の承認を得な ければならない。

第6条 各州選挙管理委員会は(選挙管理)中央委員会の同意を得て,各 選挙区に対し上記の第1条及び第2条の条件により3名から成る委員会 を当該選挙区の監督のため設置しなければならない(選挙区管理委員 会)。

# (注)

単一選挙区でのみ選挙が実施される州では、州選挙管理委員会の 設置は必要なく、3名の(選挙区)管理委員会が選挙管理中央委員 会を通じて設置される。

- 第7条 3名の(選挙区)管理委員会は第1条の条件を有する者を各州地 方選挙区の監督のために選出する義務を有する。
- 第8条 選挙実施期間中,全国選挙管理中央委員会,5名から成る各州選挙管理委員会及び3名の選挙区管理委員会は選挙の実施を監督し、違反行為が認められた場合には郡長及び区長に通知し、彼らは上記の委員会の見解に基づき、選挙法に従い違反行為を取り除かねばならない。

管理委員会は内務省当局が同委員会の監督を考慮しない場合、事実を

評議会に通知するものとする。

第9条 選挙管理中央委員会は最初に,選挙違反に関する異議申し立てが 提出される前に,内務省,或は(州及び選挙区)管理委員会が選挙実施 に関して行った詳細な報告を調査・検討し,自らの見解を表明しなけれ ばならない。

# Ⅳ、第一期~第三期イスラム議会議員選挙データ

表1. イラン・イスラム議会州別選挙区数及び配分議席数(地図1参照)

州名 (①~②)	選挙区数	議席数
①東アーザルバイジャーン	16	24
②西アーザルバイジャーン	9	12
③エスファハーン	14	18
④イーラーム	2	2
⑤バークタラーン	6	8
⑥ブーシェフル	3	3.
⑦ブエルアフマド・ヴァ・キャフキローイェ	2	2
⑧テヘラン(テヘラン選挙区30名)	5	35
⑨チャハール・マハール・バクティヤーリー	3	3
⑩ホラーサーン	18	25
⑪フーゼスターン	12	17
⑪ザンジャーン	7	9
③セムナーン	4	4
⑭スィースターン・ヴァ・バルーチスターン	. 6	7
(is)ファールス	14	17
16コルデスターン	5	6
⑪ケルマーン	9	10
18ギーラーン	11	13
19ロレスターン	7	8

<b>②マーザン</b> ダラーン	15	17
②中央州(マルキャズィー)	7	9
<b>②</b> ホルムズガーン	3	4
③ハマダーン	7	9
<b>③ヤズド</b>	3	3
③宗教的マイノリティー	5	5
ā†	193	270

註)イスラム議会議員選挙法第2条により議員定数270名は10年毎に実施されるセンサスに基づき、各選挙区15万人の増加に対して1名の議員が追

地図1 イランの行政州区分(各番号は表1に対応)

加,是正されることとなっており、第四期議会選挙では定員400名に達すると発表されていたが(1988年1月1日のモフタシャミー内相発言)、ホメイニー師死後の憲法修正により、第四期議会選挙では定数は現状(270名)のままで開催されることになり、諸般の事情により10年後から最大30名までの定員増が規定されている。又、宗教的マイノリティー(aqāliyat-hā-ye dīnī)代表議員5名についてはイスラム議会議員選挙法第2条注記参照。上記修正憲法については、Keihān, 1989/7/9参照。

表 2. 第一, 第二, 第三期議会選挙

	第一期	第二期	第三期
第一回投票日	1980/3/15	1984/4/15	1988/4/18
第二回投票日	1980/5/9	1984/5/17	1988/5/13
第一回投票総数	10, 874, 470	15, 482, 523	17,004,403
第二回投票総数	6,047,834	6, 463, 241	4,052,706
第一回投票での			
選出議員数	97名	123名	179名
第二回投票での			
選出議員数	137名	126名	81名
婦人議員数	4名	4名	3名

註)第一期議会選挙の第一回投票は,過半数得票で議員選出がなされたが,これはホメイニー師の意を受け,革命直後の最高意志決定機関として設置された革命評議会 (Shourā-ye Enqelāb) の決定であり,それを選挙戦に「不利」と認識した国民戦線,(Jebh-e Mellī),自由運動 (Jombesh-e Āzādī),モジャーィーネ・ハルク等の少数政治勢力・政党から批判される材料となった。この選挙制度を通じて,イスラム共和党 (Hezb-e Jomhūrī-ye Islāmī, IRP) の与党としての基盤が固まる(党員及び支持者議席数は第一期議会で130)。第一回投票が「3分の一以上の得票」となるのは,トゥーデ党をはじめとする左翼勢力,モジャーへディーネ・ハルク等の反 IRP 勢力が

基本的に排除された第二期議会選挙後のことである(イスラム議会議員選 举法第8条参照)。かかる選挙法修正が、第一回及び第二回投票でのそれ ぞれの選出議員数の第三期議会選挙からの逆転の要因であると考えられ る。又第三期選挙では、イラクとの間で88年2月末より開始された都市ミ サイル報復攻撃により有権者が地方に疎開する状況の中で、モフタシャ ミー内相(当時)指導下の所謂「急進派」が組織選挙を展開しており、そ れも影響したと考えられる(拙稿「イ・イ紛争終結とその後一ホメイニー 師の『ジレンマ』に寄せて一」、『広島大学総合科学部紀要 I』、第15巻、116 -117参照)。投票率は国政への国民の関心度を示す指標として重要である が、そもそも有権者数からして正確な数値は筆者の知るところ公表されて いない。それ故、イラン計画予算省統計局発表統計 (A Statistical Reflection of the Islamic Republic of Iran (NO. 4), Statistical Center of Iran. July 1987, p. 11.) 掲載の1976年年齢別人口センサス, 84年同推定及び1988年 4 月20日付けケイハーン紙に発表された同統計局人口推計(15歳以上)に基 づく有権者数(推定)、そこから算出される投票率を以下参考までに挙げ るにとどめる。第一期有権者総数(投票率);1,869万人(58.2%),第二 期有権者総数2,456万人(63.0%), 第三期有権者総数2,819万人(60.3%)

### 表3. 第一期議会議員の外国滞在経験(重複)

1)	ナジャフ(イラク)	;	23名	
2)	フランス	;	5名	
3)	イラク(クルデスターン他)	;	5名	
4)	パーキスターン	;	3名	
5)	米国	;	3名	
6)	英国	;	3名	
7)	インド	;	3名	
8)	サウディ・アラビア	;	1名	
9)	日本	;	1名	

表 4. 第一, 第二期議会議員の精通外国語 (重複)

第一期議会	第二期議会	第三期議会
1)アラビア語;145名	1) アラビア語;87名	1) —
2)英語;70名	2)英語;42名	2) —
3) フランス語; 10名	3) フランス語; 7名	3) —
4) ウルドゥ語; 5名	4) ウルドゥ語; 2名	4) —
5) ドイツ語; 1名		
6)トルコ語; 1名		

註)表3及び表4はそれぞれ革命前の議員の外国渡航歴及び精通外国語を示したものであるが、いずれも第一期議会で隣国イラクへの渡航・滞在経験を有し、アラビア語に精通した議員数が圧倒的に多いことが注目される。特にイラクではシーア派聖地で権威ある神学校を有し、又前シャー政権により追放処分を受けたメイニー師の宗教・政治活動の拠点であるナジャフでの滞在歴を有する議員が多い。「イスラム革命」達成から1年経過したとは言え、未だ革命的熱狂が静まらない段階で開催された第一期選挙ではかかる傾向は自然なものでさえあろう。第二期選挙ではしかし、アラビア語或いは英語に精通した議員数は共に減少している。これはイラクとの戦争継続に伴う民族主義的性格の強化、第二期から開始された内務省、憲法擁護評議会による立候補者資格審査の実施、更には西欧的議会制民主主義の確立を目指した国民戦線及び自由運動等の政治勢力による選挙ボイコットなど種々の要因が考えられる。

表 5. 第一, 第二, 第三期議会における年齢別構成

	第一期議会	第二期議会	第三期議会
30歳以下	52名(19.8%)	37名(13.8%)	17名( 6.5%)
31~35歳	64名 (24.3%)	63名(23.4%)	70名(26.9%)
36~40歳	35名(13.3%)	64名 (23.8%)	72名(27.7%)
41~45歳	46名(17.4%)	39名(14.5%)	38名(14.6%)

46~50歳	33名(12.5%)	36名(13.4%)	31名(11.9%)
51~55歳	16名(6.1%)	15名 (5.6%)	20名 (7.7%)
56~60歳	10名 (3.8%)	11名(4.1%)	7名(2.7%)
61~65歳	4名(1.5%)	2名 (0.7%)	4名(1.5%)
66~70歳	1名 (0.4%)	2名 (0.7%)	1名(0.4%)
70歳以上	2名 ( 0.8%)	0名	0名
計	263名	269名	260名

註)年齢別構成で見ると、上記のように40歳以下の議員が第一期議会では57.4%、第二期議会では61%、第三期議会では61.1%と言うように過半数を占め、更に50歳以下の議員となると、それぞれ87.3%、88.9%、87.6%を構成するなど、比較的若い年齢層の議員が大半を占めていることがわかる。これは主として1978年初頭から展開されるに至る革命運動に積極的に参加した年齢層と合致するものであり、革命から8年を経過した第三期では30歳以下の議員が大幅に減少するが、36~40歳の年齢層の議員は倍増していることも、この点と関連があろう。因に、第一期議会で70歳以上の2名の議員は自由運動の指導者メフディー・バーザルガーン(当時73歳)と同運動メンバーのヤドオッラー・サハービー(当時75歳)である。

表 6. 第一, 第二期議会議員の(1979年)革命前の職種

	另一期	<b>界</b> —期
宗教教育・研究職	; 97名	79名
(神学生)	; 28名	60名
世俗教育・研究職 (大学)	; 19名	9名

世俗教育·研究職(大学) ; 19名 9名 (高校) ; 39名 18名

(小中) ; 5名 2名

(不明) ; 12名 24名 (mo 'alem, dabīr 含む)

大学·大学院生 ; 9名 21名

(不明) 2名 12名

政府・私企業被雇用者 : 22名 23名 2名 6名 法律関係職 2名 9名 医療関係職 8名 3名 商業 3名 4名 農業 1名 軍関係職 ; 0名 6名 ; 3名 その他(自由業) 265名 計 263名

註)上記表作成に当たっては、宗教教育の項目で「教育 tadrīs」と「学習 tahsilāt」 が重複する議員が多く、そのためまず前者を優先し、教育経験 のない者に限り、便宜上神学生 (tollāb) に分類した。これは入門過程に当 たるモガッダマート (mogaddamāt) はさておき、中級過程に相当するサト フ (sath) の上級,更に最終過程のハーレジ (khārej) 過程在籍者は神学生で あると同時に、一方で後身の指導などの教師的職務を兼務することが多々 あるからであり、そのため事実上の神学生数は教育職経験者の一部を含む ものとなる。又,逆にエジテハード(ejtehādーイスラム法解釈・判断の 権能)を有しながら、「学習」と記されているウラマー(この点から『議 会議員録』が「アンケート調査」に基づくものと判断される)については 宗教教育・研究職に分類したが、それはともかく、注目すべき点は革命前 に宗教教育及びその学習に従事していた者が第一期では全体の47.5%. 第 二期では52.5%を占めている点であろう。他方、非宗教学者・神学生につ いては世俗教育に従事する者が大学生・院生を含めると第一期、第二期共 に32%に達し、特に高校教師が第一期では39名(14.8%)に達しているこ とが興味深い。かかる議員数は第二期では減少するが(但し単に mo-'alem 及び dabīr と記した者の中にも高校教師が一部含まれるものと考え られる)、宗教学者・神学生と同じく革命過程での彼らの運動参加との関 連を想起させるものであろう。そして、以上の教育関係職及び神学生・一

般学生が表5の註記で述べた若い年齢層議員の多さに相応するところである。その他、軍関係者の議員選出の少なさも革命運動そのものへの軍の役割の低さと決して無関係ではなかろう。尚神学校の組織、学習過程とその内容等については以下参照;飯塚裕一「イランの神学校を知る」(『中東研究』中東調査会編、1989年1月、2月、3月号)及び Moojan Momen, An Introduction to Shi 'i Islam, Yale University Press, New Haven and London, pp. 199-207.

表7. 第一, 第二, 三期議会における議員の宗教教育経験者 (過程在籍者を含む)

	第一期(263)	第二期(269)	第三期(260)
モガッダマート過程	; 15名	8名	4名
サトフ過程	; 39名	31名	10名
ハーレジ過程	; 80名	101名	41名
エジテハード取得者	; <b>23</b> 名	27名	10名
(ハーレジ過程修了者)			
その他	; 12名	16名	10名
計	169名	183名	75名

表 8. 第一, 第二, 第三期議会における議員の世俗教育経験者 (内訳, 但し宗教教育経験者も一部含む)

		第一期(263)	第二期(269)	第三期(260)
ズィーレ・ディプロム(中卒以下)	;	58名	66名	8名
ディプロム (高卒)	;	30名	31名	37名
フォウゲ・ディプロム(短大卒程度)	;	17名	22名	24名
リサーンス(学士)	;	58名	68名	96名
フォウゲ・リサーンス(修士)	;	27名	21名	17名
ドクトラー(博士,博士過程在籍者)	;	20名	11名	18名
モタハッセス(修士修了後の専門過程)	;	4名	0名	0名

計

# 214名 219名

200名

註) 表6の宗教教育・学習の項目を更に補足するものとして、表7で最も 注目すべき点は言うまでもなく第二期議会で183名を数えた宗教教育在籍 経験を持つ議員数が第三期では各過程で大幅に減少(全議員数の内の28.8 %) したことである。全候補者 (第一期約2,000名、第二期1,584名、第三 期1,719名)の内訳が公表されていない以上、落選者に占める宗教教育在 籍・経験者数も不明のため、主として彼ら自身が立候補を意識的に差し控 えたことによる結果であるのか、或いは選挙での国民の「審判」を反映し た結果であるのかは明らかでない。それ故、この結果のみから無論国民に よる「宗教勢力離れ」と即断することは出来ないところである。とは言え、 宗教学者による「権力独占」との非難をかわすために、第二期選挙以来ホ メイニー師を含む革命指導部より宗教学者の立候補を抑制する方策も講じ られ(例えば、金曜礼拝導師の立候補前の辞職など)、それにより実際第 一期に137名を数えた宗教学者出身議員数は、第二期で122名にとどまって いる。しかし、第三期ではその数は更に71名に激減していることは国民に よる「宗教勢力離れ」を一因とすることを示しているようである。しかし. それ以上に重要と考えられるのは、第一期選挙が IRP に代表される宗教 勢力対自由運動、バニー・サドル(当時大統領)派を含む民族民主主義勢 力及び左翼諸勢力の基本的対抗関係で展開され、第二期選挙が後者の勢力 の排除という形で実施されたのと本質的に性格を異にし、第三期選挙は国 内経済政策及びイラクとの戦争政策をめぐって前者の宗教勢力内部が所謂 「改革派」対「保守派」に分裂していた状況がある(特に、1988年3月の テヘラン選挙区立候補者推薦をめぐる意見対立から「テヘラン闘う宗教者 協会」からの一部「改革派」による新組織「テヘラン闘う宗教者集団」の 結成という事態が象徴的)。かかる事情が選挙戦に色濃く影響し、既述の 如く「改革派」の中でもモフタシャミー内相(当時)指導下の組織選挙に よる「急進派」勢力の伸長、「保守派」の後退と言われるところに結果し

たと思われる。この変化は表8で主として宗教教育に進んだ議員について 当てはまる中卒以下の学歴保有者の激減に対応している。その代わりに, 増大傾向を示したのは同表にあるように学士取得者である。更に検討を要 するが,これは所謂「急進・改革派」系議員が宗教教育経験者よりも世俗 教育経験者に多いことを窺わせるものであろう。又,表7及び8から明ら かなことは,宗教教育と世俗教育経験者の合計が第一期で383名,第二期 で402名であるが,第三期では275名となる点であり,これは基本的に宗俗 双方の教育経験者が減少し,教育的背景での宗俗分化の傾向を示すもので あろう。この点は表9によっても確認されるところである。

表9. 議会議員再選状況(内訳については一部重複)

	新人	再選(第二期)	返り咲き(第一期)	三選
第三其	月142名	67名(三選除外)	15名	38名
	宗教教育経験者20名	宗教教育経験者28名	宗教教育経験者7名	宗教教育経験者21名
内	E. 3, KH. 6	E. 2, KH. 20	E. 1, KH. 5	E. 4, KH. 10
	E. 3, KH. 6 S. 3, 不明 8	S. 3, M. 1	M. 1	S. 4, M. 3
訳		不明 2		
	世俗教育経験者122名	世俗教育経験者46名	世俗教育経験者11名	世俗教育経験者22名
	博士 13, 移士 7	博士 3, 修士 6	博士 1, 修士 1	博士 1, 修士 3
内	/ 博士 13, 修士 7 学士 55, 短太卒 11	学士 20, 短大卒 5	学士 3, 短大卒 3	学士 11, 短大卒 5
訳	大学生 7,高卒 22	大学生 1,高卒 11	高卒 2,中卒以下1	高卒 2,中卒以下2
	中卒以下4	中卒以下 1		

再選(第一議会)

新人

W17.	TIZE (A) MAZA
第二期 164名 ——	105名 ——
宗教教育経験者106名	宗教教育経験者77名
内 E. 12, KH. 67	E. 15, KH. 34
内 E. 12, KH. 67 S. 12, M. 5 沢 不明 10	S. 19, M. 3
訳 √ 不明 10	不明 6
世俗教育経験者141名	世俗教育経験者78名
/ 博士 6, 修士 11名	博士 5, 修士 10
	学士 25, 短大卒11
武大学在籍·退学者7 高卒 26,中卒以下45	大学在籍·退学者1
高卒 26, 中卒以下45	高卒 5,中卒以下21

\*E. エジテハード取得者、KH.:ハーレジ過程在籍・経験者、S.:サトフ過程在籍・経験者、M.:モガッダマート在籍・経験者

註)再選状況について見ると,まず第二期,第三期議会共に新人議員の多さでは共通し,それぞれ61%,54%を構成する。しかしながら,その内容は異なり,第二期議会ではハーレジ過程在籍者(67名)を中心に宗教教育経験者が106名,世俗教育経験者が中卒以下45名,次いで学士35名等計141名となるのに対して,第三期議会では新人議員の中で前者は僅か20名を数えるに過ぎない。つまり,新人議員については大幅に宗教教育経験者が後退していることが注目されよう。次に,再選議員については第二,第三期議会共にハーレジ過程在籍者が増大したのに比べ,世俗教育経験者では中卒以下の学歴者が第三議会では4名にまで大幅にその数を減らしているのである。

# V. おわりに

以上の議会選挙データから少なくともその議員構成の主たる特徴として、次の諸点が確認される。1) 第一期議会から第三期議会を通じて議員

の年齢構成について概ね50歳以下の比較的若い議員から構成されており、それはこの年齢層の革命参加と無関係ではないと考えられる。しかし、今後は徐々により高年齢化が進むことが予測される。2)宗教教育経験者数は第三期議会より大幅に減少傾向にあり、世俗教育経験者の台頭が目立つ。3)議員の宗俗双方の教育を受けた経験者が明らかに減少し、第三期議会よりいずれかの教育を専門的に受けた議員の数が増大している。4)初等・中等教育を受けた議員数が大幅に減少傾向を辿り、これは革命での「功績」重視から議員としての能力が徐々に問われる時代へ移行しつつあることの結果のように考えられる。5)第一、第二期の議会では共に議員の革命前の職種が高校教師を中心に教育職に集中していることを特色とし、これは革命過程でのその指導的役割に無関係でないと推測される(第三期議会についてはデータなし)。6)新人の議員数が予想以上に多く、特に世俗教育経験者が増加傾向にある。

以上のような諸点は無論,議会議員構成の変動という側面からの判断に限定されるが,1979年以来の革命政権の性格と内部での質的変化を色濃く反映しているものであろう。92年4月に開催予定の第四期議会選挙で上記の特徴及び傾向が一層強化されるのか,或いはホメイニー師死後という点から新たな変動が認められるのか,注目していきたい。

(追記) 本ノートは主として1987-88年のイラン滞在中に蒐集した資料を取りまとめ紹介し、それに基づき註記において若干の解説を付け加えたものである。無論、資料的、時間的制約のために、ここで充分に議論することが出来なかった課題は多く、その中にはパフラヴィー王政期の議会議員構成との比較、イラン政治の展開と議会との相互関係、「保守派」・「改革派」系議員構成、更にイスラム議会による法案内容の検討とそれを審査する憲法擁護評議会の役割等々が主たるものと考えられる。それらの課題の検討については改めて別の機会に譲ることとしたい。

# A Note on the Majles Elections of the Islamic Republic of Iran in the Khomeini Era

# Shintaro YOSHIMURA

This paper, as a preliminary work of analyzing the Iranian revolutionary regime, intends to examine the implementing system and consequences of Majles (parliamentary) elections held every four year since March 1980.

The elections have been severely mirrored by the socio-political transition after the revolution. Nevertheless, few detailed examinations based on the analyses of the electoral results have been attempted so far. Therefore, here are made abridged translations of the laws concerned, as well as intoroduced the electoral data with explanations. This fundamental work will give some useful information not only in reviewing the revolution itself but also in exploring the fourth election held in April 1992, which seems to be extremely significant to assess the future stability or vulnerability of the post-Khomeini government.